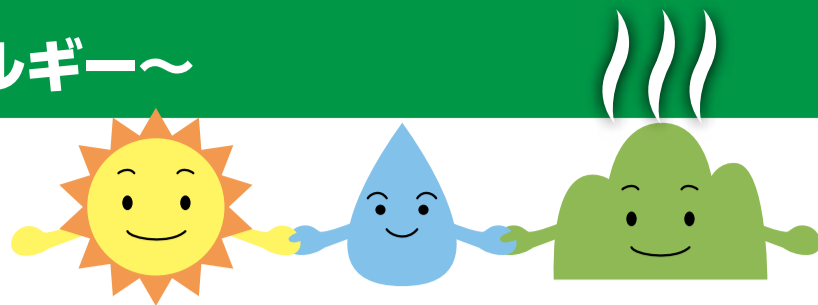


ごしま～未来へ広がる再生可能エネルギー～

再生可能エネルギー資源です。これに対し、太陽光や水力などの再生可能エネルギーとなる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーです。



水力発電

ダムなどの落差を利用して水を落下させ、その際のエネルギーを用いて発電します。

現在、農業用水路や小さな河川でも発電できる中小規模のタイプが注目されています。



新曾木発電所取水口
(伊佐市大口)

平成25年5月から、曾木の滝の流量と落差を利用した小水力発電所「新曾木発電所」が運転を開始しました。一般家庭約1000世帯分の使用量に当たる400万キロワットアワー(年間)を発電しているほか、旧曾木発電所遺構と組み合わせた学習型観光と再生可能エネルギーの教育啓発活動にも活用されています。

地熱発電

地下に蓄えられた地熱エネルギーを蒸気や熱水などの形で取り出し、タービンを回して発電します。昼夜を問わず、24時間稼働できます。



霧島国際ホテル
地熱発電施設(霧島市牧園町)

だいわぼう 大和紡観光(株)霧島国際ホテルの地熱発電施設では、既存の温泉井から噴出する蒸気を発電や給湯、冷暖房に有効利用しています。

(写真出典：日本地熱学会ホームページ「日本の地熱資源と地熱発電所」)

次世代エネルギーフェア in 薩摩川内を開催します

「次世代エネルギーを活用したまちづくり」をテーマに、次世代エネルギーフェア in 薩摩川内を開催します。

○期間 2月22日(土)～23日(日)

○会場 サンアリーナせんだい
(薩摩川内市総合運動公園内)

○内容

- ・次世代エネルギー関連製品などの展示や体験
- ・薩摩川内市内学校の研究成果の発表やPR
- ・親子再生可能エネルギー工作教室
- ・太陽光発電システム組み立てワークショップ など

【問い合わせ先】

次世代エネルギーフェア実行委員会事務局
(県庁エネルギー政策課内) ☎099(286)2431

太陽熱利用

太陽の熱エネルギーを屋根の上などに置いた集熱器で集めて、給湯や暖房に利用します。

最近では、冷房システムの開発技術も進んでいます。



鹿児島ふれあいスポーツランド
(鹿児島市中山町)

鹿児島ふれあいスポーツランドでは、施設屋上に設置した集熱器を利用し、温水プールの補助熱源やシャワーのほか、床暖房にも利用しています。

今後の取り組み

これらのほか、風力発電やバイオマス発電の導入、波や潮流などを利用する海洋再生可能エネルギーの導入に向けた検討などにも取り組んでいます。

また、県庁北駐車場への再生可能エネルギー製品等展示場「県庁エコガーデン」の設置や、親子再生可能エネルギー工作教室、再生可能エネルギー導入セミナーの開催などの普及啓発活動を実施しています。

今後、さらなる導入を目指して各エネルギーの導入目標などを盛り込んだ「鹿児島県再生可能エネルギー導入ビジョン」(計画期間：平成26年度～32年度)を策定する予定です。

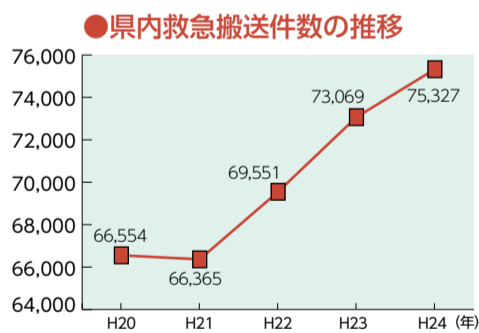
問い合わせ先 県庁エネルギー政策課 ☎099(286)2431

控えよう、コンビニ受診！ ～みんなで守ろう！かごしまの救急医療～

全国的に医師不足が問題となっていますが、本県でも医師不足は深刻な状況となっています。一方、救急搬送件数は年々増加し、救急医療機関の医師などに大きな負担がかかっています。

救急搬送の中には救急車をタクシー代わりに利用する緊急性が乏しいものや、軽症患者が休日・夜間に救急外来を受診するいわゆるコンビニ受診が増えています。

このままでは、疲弊した医師が離職したり、緊急に治療が必要な重症患者の処置が遅れるなど、県民の皆さまが適切な救急医療を受けられなくなるおそれがあります。



真に救急医療を必要としている方のために
救急医療の適切な利用に努めましょう!

そのためには

○「かかりつけ医」を持ち、早めに相談しましょう

日ごろからなんでも相談できる「かかりつけ医」を持ち、まずは早めに、かかりつけ医に相談しましょう。

○通常の診療時間内に受診しましょう

夜間の医療機関は、少人数で運営されており、実施可能な検査も限られています。自分の都合で、夜間に受診することは控えましょう。

○「小児救急電話相談」を利用しましょう



お子さんの夜間の急な病気やけがなどについて、経験豊かな看護師が対処法や応急処置などを助言します。

◆携帯電話・プッシュ回線は ☎#8000

◆ダイヤル回線・IP電話は ☎099(254)1186

◆相談時間は 毎日午後7時～午後11時

問い合わせ先 県庁地域医療整備課 ☎099(286)2693

4月1日から 消費税率が変わります

4月1日から消費税率が5%から8%へ引き上げられます。

8%のうち1.7%は、地方消費税として都道府県の収入になり、その半分が市町村へ交付されます。

地方消費税は、県や市町村を支える貴重な財源となっています。

	現行	4月1日
消費税率	4.0%	6.3%
地方消費税率	1.0%	1.7% ← 県 1/2 ← 市町村 1/2
合計	5.0%	8.0%

Q 引き上げられた分の地方消費税は何に使われるのですか?

A 年金や医療、介護といった社会保障給付費や、少子化対策などの経費として、皆さまの暮らしに還元されます。

消費税・地方消費税の改正に関する相談窓口

国の相談窓口

最寄りの税務署

受付時間

平日午前8時30分～午後5時

県の相談窓口

県庁税務課間税係

☎099(286)2202

受付時間

平日午前8時30分～午後5時15分

※国税庁および県ホームページもご覧ください。

問い合わせ先 県庁税務課 ☎099(286)2202